

佐野商工会議所 各種共済制度のご案内

お問い合わせは☎22-5511へどうぞ

商工会議所の
便利で
おトクな
活用法

生命共済

佐野商工会議所では、会
員事業所だけが加入できる
「生命共済制度」を設立し
ています。

【制度の特色】
多数の方がまとまって加
入することにより、「規模
の利益」が得られ、割安
な掛金で幅広い保障があ
り、ご家族にとっても安
心です。

病気・災害による死亡か
ら、傷害による入院まで
業務上・外を問わず常に
保障され、加入の手続き
も簡単です。

事業主が従業員のために
負担する掛金は全額損金
または必要経費に算入で
きます。従業員の所得税
の対象になりません(個人
事業主とその家族の掛
金は必要経費に算入でき
ません)。

小さな負担で大きな安
心。ぜひこの機会にご加入
をお勧めします。

生命共済

安い掛金で幅広い保障をお約束
月々一五〇〇円で最高四四〇万円の保障

掛金の全額所得控除による減税額(例)

確定申告で、こんなに減税になります!

課税される 所得金額	加入前の税額		加入後の減税額	
	所得 税	住 民 税	掛金月額1万円	掛金月額5万円
200万円	160,000円	89,000円	14,700円	73,500円
600万円	696,000円	464,000円	31,200円	156,000円
1,000万円	1,520,000円	954,000円	51,600円	258,000円

※1. 「課税される所得金額」とは、その年分の総所得金額から、基礎控除、扶養控除、社会保険料控除等を控除した後の額で、課税の対象となる額をいいます。

※2. 税額は、平成15年4月1日現在の税率に基づき、定率減税額控除を考慮して算定しています。なお、住民税均等割については、4,000円と設定しています。

小規模 企業共済

**事業主・会社役員
の退職金制度
税制上のメリット満載**

小規模企業共済制度と
は、個人事業主又は会社等
の役員の方が事業をやめら
れたり退職された場合に、
その後の生活の安定や事業
の再建を図るための資金を
あらかじめ準備しておく共
済制度で、いわば事業主経
営者の退職金制度といえ
るものです。

【制度の特色】
安心・確実な国の共済制
度
掛金にも共済金にも税制
上のメリット
ライフプランに合わせた
共済金の受取方法
事業資金等の貸付制度も
充実

【加入資格】
常時使用する従業員数が
二十人以下(商業・サービ
ス業は五人以下)の個人事
業主及び会社役員。一定規

保障の範囲と月額掛金

保障の範囲	口数/月額掛金			
	4口 6,000円	3口 4,500円	2口 3,000円	1口 1,500円
災害死亡・高度障害保険金 (死亡・高度障害保険金+災害保険金)	1,760万円	1,320万円	880万円	440万円
障害給付金 (第2級~第6級)	616万円~88万円	462万円~66万円	308万円~44万円	154万円~22万円
入院給付金 (5日以上120日限度)	1日につき13,200円	1日につき9,900円	1日につき6,600円	1日につき3,300円
通院見舞金 (5日以上、ただし1人年2回限度)	一律に40,000円	一律に30,000円	一律に20,000円	一律に10,000円
病気による 入院見舞金 (10日以上、ただし1人年2回限度、一律)	10日以上 19日以内	10日以上 19日以内	10日以上 19日以内	10日以上 19日以内
	20日以上 29日以内	20日以上 29日以内	20日以上 29日以内	20日以上 29日以内
	30日以上	30日以上	30日以上	30日以上
※入院見舞金	880万円	660万円	440万円	220万円

上記概算掛金は、現時点の契約内容(加入人員・加入保険額、加入者の年齢)に基づいて算出したものです。加入締切後、改めて正規掛金計算を行ない、掛金に変更があった場合は精算いたします。

PL保険

これであなたも安心
商工会議所会員のための
低廉な保険料

中小企業PL保険制度
は、商工三団体(日本商工
会議所・全国商工会連合
会・全国中小企業団体中央
会)による、中小企業の皆
様のための全国制度。

PL保険とは、製造また
は販売した製品や、行った
仕事の不備・欠陥が原因
で、他人の生命や身体、財
物に損害を与え、法律上の
損害賠償請求を問われた場
合にお役に立つ保険です。

現在約八万件の中小企業
者が加入、制度発足(平成
七年七月)以来、七五〇〇
件超の事故に対応、しかも
低廉な保険料、まさに会員
の皆様のための制度です。

PL法に対応した万一の



中小企業倒産防止共済制
度とは、万一、取引先が倒
産し、売掛金や受取手形な
どが回収困難になった場合、
連鎖倒産を防ぐために加入
者に対し、共済金の貸付を
する制度です。

【特色】
最高額三千二百万円の共
済金貸付(加入後六ヶ月
を経過して取引先が倒産
した場合、積み立てた掛
金総額の十倍か、被害額
のいずれか少ない額の共
済金の貸付が受けられま
す。)

無担保・無保証人・無利
子で共済金の貸付を受け
られます。但し、貸付を
受けた共済金の十分の一
に相当する掛金額に対す
る権利は消滅します。

掛金は、税法上損金(法
人)又は必要経費(個人)
に算入できます。

一時貸付金制度(共済金
の貸付を受ける事態が生
じなくても解約手当金の
範囲内で臨時に必要な資

模以下の事業組合・協業組
合の役員。

【毎月の掛け】
千円~七万円(五百円刻
み)で加入後増額できま
す。減額する場合は、一
定の要件が必要です。

掛金は、加入された方ご
自身の預金口座振替で納
付していただきます。(半
年払、年払もできます。)

【税法上の特典】
掛金は全額所得控除
掛金は、税法上全額が
「小規模企業共済等掛金控
除」として、課税対象所得か
ら控除できます。(一年以内
の前納掛金も控除できる。)

共済金は退職所得扱い又
は公的年金の雑所得扱い
共済金は、税法上、一時
払共済金は退職所得、分割
共済金は公的年金等の雑所
得として取り扱われます。



★普通物件(店舗・事務所・倉庫・作業所の場合)

(100万円契約あたり1年間のお支払いは……)

建物の構造別	鉄筋コンクリート(特級)				鉄骨耐火造		鉄骨造		木造モルタル塗等		木造	
	建 物	動 産	(1級)	(2級)	(3級)	(4級)						
普通共済	建 物	310円	—	550円	1,260円	1,930円	2,210円					
	家財機械設備	—	440円	550円	1,260円	1,930円	2,210円					
	商品・製品等	—	730円	840円	1,550円	2,220円	2,500円					
総合共済	建 物	500円	—	740円	1,450円	2,360円	2,640円					
	家 財	—	730円	840円	1,550円	2,550円	2,830円					
	機械・設備	—	680円	790円	1,500円	2,310円	2,590円					
	商品・製品等	—	870円	980円	1,690円	2,460円	2,740円					

(注) 普通物件は、職業・作業の内容別によって、上記のほかに割増料がかかる場合もあります。※普通共済と総合共済の違いは、補償内容をご覧ください。

県火災共済

あなたを力強くバックアップ
掛金が安いのも魅力!

栃木県火災共済協同組合
は、県内の中小企業が相互
扶助の精神にもとづき、自
らの団結の力で自らの財産
を守ることを目的とする組織で、営
利事業ではありません。

しかも、一県にひとつし
か認可されない極めて公共
性の強い組織であり、大火
等の異常な災害に際して
は、県の支払い保証や金融
機関の融資保証がなされ
ており安心です。いわば、中
小企業対策の一翼を担って
いる組織であると言えます。

【特色】
掛金が安い

営利を目的としないの
で掛け金が安く、経費
節減に役立ちます。

支払いが早い
万一の場合、直ちに査
定を行い、簡単な手続
で共済金を支払いま
す。

剰余金は契約者に還元
協同組合組織ですから、
剰余金は利用分量配当
などで契約者に還元さ
れます。

質権設定ができる
融資物件の火災共済加
入もできます。

倒産防止 共済

連鎖倒産から守ります
備えて安心の制度

(従業員百人以下又は資
本金一億円以下)
小売・サービス業の会社
及び個人(小売五十人・
サービス百人以下又は資
本金五千万円以下)

【加入できる方】
引き続き一年以上事業を
行っている中小企業で、
工業・運送業の会社及び
個人(従業員三百人以下
又は資本金三億円以下)
卸売業の会社及び個人